府　令

○内閣府令第十七号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十号及び第三項第二号、第十七条の二第一項、第百八条の二第一項、第百八条の三の五第一項、第百八条の三の六並びに第百十四条の七並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項及び第三十五条第三項第一号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「　」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ） **第一条の二**　法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。 （特定小型原動機付自転車の大きさ等） **第一条の二の二**　法第二条第一項第十号ロの内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。 イ　長さ　百九十センチメートル ロ　幅　六十センチメートル 二　車体の構造は、次に掲げるものであること。 イ　原動機として、定格出力が〇・六〇キロワット以下の電動機を用いること。 ロ　二十キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。 ハ　構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に当該最高の速度の設定を変更することができないこと。 ニ　オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。）がとられていること。 ホ　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第六十六条の十七に規定する最高速度表示灯（第五条の六の二第一項において単に「最高速度表示灯」という。）が備えられていること。	（原動機付自転車の総排気量等の大きさ） **第一条の二**　法第二条第一項第十号の内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。 ［条を加える。］